

介護保険(老人デイ)

時津荘デイサービスセンター 1日当りの料金表

令和5年4月1日現在

介護予防通所介護相当・通所介護 ◇サービス提供時間 6時間以上7時間未満

※介護予防通所介護は1ヶ月当り

※加算の負担額は下記金額に対する認定負担割合額

要支援・ 要介護度区分	介護報酬額				介護職員 処遇改善 加算 (5.9%)	介護職員 等特定職 員処遇改 善加算 (1.2%)	介護職員 等ベース アップ等 支援加算 (1.1%)	① 利用者負担額 1日当り(1割又は2割、3割) (介護予防は1ヶ月当り)			② 食事提供費 1食当り	①+② 1日当りの利用料(食費含む) (介護予防は1ヶ月当り)			
	基本料金	入浴 介助加算 (1回 につき)	サー ビス 提供 体制 強化 加算 (I)	事業所 評価加 算				1割負担	2割負担	3割負担		1割負担	2割負担	3割負担	
															1ヶ月当り
介護 予防 通所 介護 相当	要支援1 (1ヶ月)	16,720円	基本料金 に含む	880円	0円	1ヶ月当り 1,040円	1ヶ月当り 210円	1ヶ月当り 190円	1ヶ月当り 1,904円	1ヶ月当り 3,808円	1ヶ月当り 5,712円	500円	1,904円 +	3,808円 +	5,712円 +
	要支援2 (1ヶ月)	34,280円	基本料金 に含む	1,760円	0円	1ヶ月当り 2,130円	1ヶ月当り 430円	1ヶ月当り 400円	1ヶ月当り 3,900円	1ヶ月当り 7,800円	1ヶ月当り 11,700円	500円	3,900円 +	7,800円 +	11,700円 +
通所 介護 (通 常規 模 型)	要介護1	5,810円	400円	220円	/	380円	80円	70円	696円	1,392円	2,088円	500円	1,196円	1,892円	2,588円
	要介護2	6,860円	400円	220円	/	440円	90円	80円	809円	1,618円	2,427円	500円	1,309円	2,118円	2,927円
	要介護3	7,920円	400円	220円	/	500円	100円	90円	923円	1,846円	2,769円	500円	1,423円	2,346円	3,269円
	要介護4	8,970円	400円	220円	/	570円	120円	110円	1,039円	2,078円	3,117円	500円	1,539円	2,578円	3,617円
	要介護5	10,030円	400円	220円	/	630円	130円	120円	1,153円	2,306円	3,459円	500円	1,653円	2,806円	3,959円

加算サービス項目(利用状況に応じて加算されます)						
通所介護 1日当り			介護予防通所介護は1ヵ月当り 下記料金加算			
個別機能 訓練加算 (II)	口腔機能 向上加算	若年性認 知症利用 者受入加 算	生活機能向 上「グル ープ」 活動加算	運動機能 向上加算	口腔機能 向上加算	若年性認 知症利用 者受入加 算
/	/	/	1ヵ月当り	1ヵ月当り	1ヵ月当り	1ヵ月当り
/	/	/	1000円	2250円	1500円	2400円
/	/	/	どちらも行った場合 1ヵ月当り 4800円			
560円	1回当り 1500円	600円	/	/	/	/

- ※ 身体状況に応じて個別にサービスが必要な方は別途加算額が発生します。
- ※ 原爆被爆者手帳をお持ちの方は、介護保険サービスに係る負担金は免除になります。
- ※ 「おむつ代」は実費、また「創作活動」・「レクリエーション活動」にかかる材料費は実費となります。
- ※ 心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に当たっての情報活用を行います。「科学的介護推進体制加算 1ヵ月あたり40円」が上記利用料以外に加算されます。
- ※ 上記は1日当たりの利用料金です。利用日数が複数になりますと合計した「基本サービス単位+加算単位」に介護職員処遇改善加算率(5.9%) + 介護職員等特定処遇改善加算率(1.2%) + 介護職員等ベースアップ等支援加算(1.1%)が算定されますので、上記利用料金と若干差異があります。
- ◆ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、各種加算サービスの利用がある場合、その加算単位にも介護職員処遇改善加算(5.9%)・介護職員等特定処遇改善加算率(1.2%) + 介護職員等ベースアップ等支援加算(1.1%)が算定加算されます。
- ※ ご利用料は、加算サービスの有無、「社会福祉法人利用者負担軽減」の認定の有無で変わります。
- ※ 上記利用料金表については、法改正・経済状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認下さい。